

段差解消



令和6年度

札幌市民間公共的施設

バリアフリー補助事業

のご案内

～窓口相談・申請期間を延長します～



手すり設置

トイレ改修

小規模店舗等のバリアフリー改修を応援します

障がいのある方や高齢の方などが、安全で快適に利用できる
バリアフリー整備のための改修費用の一部を補助します。

補助率
最大

3/4

補助上限

150
万円窓口相談
(事前予約制)

無料

窓口相談

7月18日(木) ▶ 10月31日(木)

申請期間

8月1日(木) ▶ 11月11日(月)

7月16日(火) から受付開始

詳細は、裏面の「建築士による窓口相談」をご参照ください

補助金の概要

- 【対象建築物】床面積 2,000 m²未満の物販・飲食店、サービス業を営む店舗、病院また診療所
 【補助対象整備】店内等の段差解消、出入口や通路幅の拡幅、車いす使用者用トイレの設置 (ほか)
 【補助交付対象者】①補助金交付要綱(別表3)に定める整備基準のうち、整備箇所にかかる基準を原則としてすべて満たすこと
 ②①を満たすことが難しい場合は、補助金交付要綱(別表2)で定める整備箇所にかかる遵守義務項目の整備基準をすべて満たすこと(※交付対象者は選考会で決定)
 ③本市が指定するバリアフリーに精通した専門家による助言等を受けること
 ④補助金交付決定後に工事に着手し、令和7年2月末までに完了報告書の提出が可能なもの

●お問い合わせ

札幌市 保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課(事業計画担当)
 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎3階南
 TEL: 011-211-2936 メールアドレス: sho.fukushi@city.sapporo.jp
<https://www.city.sapporo.jp/fukushi/setsubi/hojoinde.html>



さっぽろ市
02-F04-24-1505
R6-2-1053

札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業

札幌市は、障がいのある方や高齢の方などが円滑に利用できるよう、バリアフリー化を目的とした民間建築物の改修費用の一部を助成します。様々な方がバリアフリーを意識する契機とすることで、福祉のまちづくりを目指します。

対象建築物

- ・不特定かつ多数の者が利用する床面積が2,000㎡未満の施設。一般客の来店を伴わない業態は対象外。
- ・福祉のまちづくり条例施行規則別表1の1(建築物)のうち
 - 病院又は診療所
 - 物品販売業を営む店舗(コンビニ、調剤薬局等)
 - 公衆浴場
 - 飲食店(レストラン、喫茶店、居酒屋等)
 - サービス業を営む店舗(美容室、クリーニング店等)

対象整備/対象経費

「札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業 補助金交付要綱」で御確認ください。
※要綱はホームページに掲載しています。→



補助率 (いずれも補助上限 150万円)

- ・左記①に該当するもの：総事業費の3/4
- ・左記②に該当するもの：総事業費の5/12

補助交付対象者

【補助交付対象者】

- ①補助金交付要綱(別表3)で定める整備基準のうち、整備箇所にかかる基準を原則としてすべて満たすこと
- ②①を満たすことが難しい場合は、補助金交付要綱(別表2)で定める整備箇所にかかる遵守義務項目の整備基準をすべて満たすこと(※交付対象者は選考会で決定)
- ③本市が指定するバリアフリーに精通した専門家による助言等を受けること
- ④補助金交付決定後に工事に着手し、令和7年2月末までに完了報告書の提出が可能なもの

心のバリアフリー研修(秋頃開催予定)

札幌市は、障がいの有無、年齢、性別、国籍、民族に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指しています。

「共生社会」の実現のためには、障がいのある方や高齢の方にとってどんなことがバリア(障壁)になっているかをよく理解したうえで、どのような配慮が必要なのかをみんなで一緒に考え、バリアを取り除いていくことが必要です。

この研修は、障がいのある方等に対する差別や偏見といった「心のバリア(障壁)」を解消する「心のバリアフリー」について学び、実践に繋げるための研修です。詳しくは、障がい福祉課(211-2936)まで御連絡ください。

補助金交付までの流れ

1. 事業内容確認
2. 電話予約

窓口相談・
現地確認

3. 申請

4. 審査

交付
決定

5. 工事
開始

6. 工事
完了

7. 完了
検査

補助金
交付

1. 電話予約をする前に事業内容を御確認ください。
2. 窓口相談の利用を御希望の場合は、都度の事前予約をしてください。申請には「建築士による窓口相談」の利用が必須です。窓口相談後は、相談員が現地訪問し、整備箇所の状況を確認し、改修内容を助言します。

3. 申請書類は、障がい福祉課までお持ちください。申請期間は、8月1日(木)から**11月11日(月)**までです。
4. 申請書類を受付後、順次申請内容の審査を行います。なお、上記補助交付対象者の②に該当する場合は、選考委員会で交付対象者を決定します。
5. 交付決定通知をお受取り後、工事に着手してください。

6. 工事完了後、必要書類を添えて工事完了報告書を提出してください。
※最終の提出締切：令和7年2月末まで
7. 完了検査で適合を確認後、御指定の口座へ補助金を振込みます。
★優良な改修事例は、ホームページ等で御紹介させていただく場合があります。

建築士による窓口相談(札幌市委託事業)

一般社団法人北海道建築士会札幌支部会員(一級建築士)が、改修内容や整備基準等について御相談に応じます。(事前予約制)
【窓口相談の事前予約申込先/受付時間】電話：011-232-1843/平日9時~12時・13時~16時 **※7月16日(火)から受付開始**
【相談場所/相談時間】札幌市役所本庁舎3階南 障がい福祉課(中央区北1西2)/平日9時~16時(1回あたり30分程度)
※窓口相談後は、相談員(一級建築士)が現地訪問し、整備箇所の状況を確認し、改修内容を助言します。

相談員プロフィール

東 道尾 一級建築士

統括設計専攻建築士
介護福祉士、介護支援専門員、福祉用具プランナー、札幌市福祉のまちづくり推進会議委員
個人で設計事務所を主宰しています。

清水 秀人 一級建築士

福祉住環境コーディネーター1級、福祉用具プランナー
道内の官民複合施設、文化施設等の定期点検に携わってきました。

松本 純 一級建築士

日本建築士会連合会福祉のまちづくり部会員
建築設計事務所、福祉施設、ホテル、共同住宅等の設計業務を行っています。

川原 昌彦 一級建築士

統括設計専攻建築士
元札幌市福祉のまちづくり推進会議委員
建設会社設計部門で、福祉施設や店舗など様々な用途の建物の設計に携わっています。

堀田 里佳 一級建築士

統括設計専攻建築士
設備設計一級建築士
建築設計事務所を主宰し、障がい者施設を中心に、高齢者施設、店舗等の設計業務を行っています。

針ヶ谷 拓己 一級建築士

統括設計専攻建築士
元北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会
建設会社設計部門で、商業施設や福祉施設、工場などの設計業務を行っています。